

提案条例説明資料

令和2年5月

浜田市議会臨時会議

提案条例説明資料

担当部名称 市民生活部

1	議案番号	議案第 38 号				
2	題名	浜田市税条例の一部を改正する条例				
3	目的・理由	<p>新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置による納税者等への影響を緩和するための特例措置を講ずること等を目的として、「地方税法等の一部を改正する法律」が令和 2 年 4 月 30 日に公布され、原則として同日から施行されたことに伴い、所要の改正を行うものです。</p>				
4	概要	<p>1 個人住民税関係</p> <p>(1) チケット払戻請求権を放棄した場合の寄附金税額控除の特例</p> <p>新型コロナウイルス感染症に関する政府の自粛要請を受けて、文化芸術・スポーツイベントを中止等した主催者に対し、チケット等を購入した観客等がその払戻しを受けることを辞退した場合で、都道府県又は市区町村が対象行事を条例で指定することにより、個人住民税の寄附金税額控除の対象となるもの</p> <table border="1" data-bbox="491 1317 1390 1435"> <tr> <td>対象行事</td> <td>文部科学大臣が指定した行事</td> </tr> <tr> <td>対象金額</td> <td>20 万円が上限</td> </tr> </table> <p>2 軽自動車税関係</p> <p>(1) 軽自動車税環境性能割の臨時的軽減の延長</p> <p>軽自動車税環境性能割の税率を 1%分軽減する特例措置の適用期限を 6 月延長し、令和 3 年 3 月 31 日までに取得したものを対象とする。</p> <p>3 固定資産税関係</p> <p>(1) 生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例措置の拡充</p> <p>新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも、新規に設備投資を行う中小事業者等を支援する観点から、適用対象を拡充する。</p>	対象行事	文部科学大臣が指定した行事	対象金額	20 万円が上限
対象行事	文部科学大臣が指定した行事					
対象金額	20 万円が上限					

		<p>ア 特例措置の拡充内容 一定の事業の用に供する家屋及び構築物を追加</p> <p>イ 特例対象 (ア) 事業用家屋 取得価額の合計額が 300 万円以上の先端設備等を稼働させるために導入されたもの (イ) 構築物 生産性が年平均 1%以上向上するもの</p> <p>ウ 特例の内容 固定資産税の課税標準額を 3 年度分「0」とする。</p> <p>4 納税関係</p> <p>(1) 新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例 徴収猶予の申請手続の際、地方税法の規定において条例に委任している次の事項について、新たに設けられた「新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例」においても一般的な徴収猶予の手続と同様にするもの</p> <p>ア 申請書の訂正、添付書類の訂正や提出を求めた場合の提出期間</p> <p>イ 条例で定める地方団体の債権を滞納した場合の徴収猶予の取消し</p>
5	施行期日等	公布の日（一部は、令和 3 年 1 月 1 日）

提案条例説明資料

担当部名称 市民生活部

1	議案番号	議案第 39 号
2	題名	浜田市国民健康保険条例の一部を改正する条例
3	目的・理由	新型コロナウイルス感染症に感染した被用者等に対して、社会保険制度と同様に傷病手当金を支給すること、及び国民健康保険料の減免申請期限の特例を設けるため、所要の改正を行うものです。
4	概要	<p>1 減免申請に係る申請期限の特例（第 27 条関係） 市長がやむを得ない理由があると認めるときは、納期限後においても減免申請をすることができる。</p> <p>2 傷病手当金の支給（附則第 5 条関係） 新型コロナウイルス感染症に感染等したことにより入院や自宅療養により労務に服することができず、その間の給与の全部又は一部が減額された被用者に対し、一定の基準（直近 3 か月の日給相当額×2/3×（休業日数－3））をもって傷病手当金を支給する。</p> <p>3 傷病手当金と給与等との調整（附則第 6 条及び第 7 条関係） (1) 労務に服することができなかった期間について、事業主から給与が支払われる場合は、その給与が傷病手当金算定額を下回るときに限り、差額を支給する。 (2) 事業主から支払われるはずだった給与が支払われなかったときは、傷病手当金を支給するとともに、同額を事業主から徴収する。</p> <p>4 傷病手当金に係る規定の適用期間（附則第 8 条関係） 傷病手当金の支給を始める日が令和 2 年 1 月 1 日から規則で定める日までの間にある場合について適用する。</p>
5	施行期日等	公布の日

提案条例説明資料

担当部名称 市民生活部

1	議案番号	議案第40号
2	題名	浜田市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例
3	目的・理由	島根県後期高齢者医療制度において、新型コロナウイルス感染症に感染した被用者等に対して、社会保険制度と同様に傷病手当金を支給することとされたため、所要の改正を行うものです。
4	概要	市が行う後期高齢者医療の事務に、次の事務を追加する。 (第2条関係) 傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受付
5	施行期日等	公布の日